

平成二十三年八月三日

青森県教育委員会第七百五十一回定例会

期 日 平成二十三年八月三日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号 学校職員の人事について  
議案第二号 県重宝及び県天然記念物の指定について

（非公開の会議）

1

三 その他

職員の懲戒処分の状況について

2

四 閉 会

## 議案第二号

### 県重宝及び県天然記念物の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県天然記念物に指定する。

#### 一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	岩木山神社社務所	一棟	弘前市大字百沢字寺沢二七	宗教法人岩木山神社

#### 二 県天然記念物に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県天然記念物	西光寺のシダレザクラ	一本	野辺地町字寺ノ沢九〇	宗教法人西光寺

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

平成23年8月（7月1日～7月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- |         |  |
|---------|--|
| ①被処分者   | 中南地域の高等学校 教諭（51歳 男性）   |
| ②事件の概要等 | 人身事故（治療期間が30日以上3月未満） <ul style="list-style-type: none"><li>・平成23年5月27日（金）午前6時55分頃</li><li>・弘前市内の国道</li><li>・自動車で走行中、駐車場に入るために左折しようとしたところ、左後方から接近してきた原動機付自転車と接触したものの。</li><li>・事故の相手方（女性1名 約6週間の加療）</li></ul> |
| ③処分内容   | 戒告   |
| ④処分年月日  | 平成23年7月15日   |